

住民基本台帳法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 ○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の四十五―第三十条の五十一）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条―第四十一条）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（住民基本台帳の備付け）</p> <p>第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、<u>第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする。</u></p> <p>（住民票の記載等）</p> <p>第八条 住民票の記載、<u>消除又は記載の修正（第十八条を除き、以下「記載等」という。）</u>は、<u>第三十条の二第一項及び第二項、第三十条の第三項並びに第三十条の四の規定によるほか、政令で定めるところにより</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条―第四十一条）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（住民基本台帳の備付け）</p> <p>第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、<u>第七条に規定する事項を記録するものとする。</u></p> <p>（住民票の記載等）</p> <p>第八条 住民票の記載、<u>消除又は記載の修正（第十八条を除き、以下「記載等」という。）</u>は、<u>第三十条の二第一項及び第二項、第三十条の第三項並びに第三十条の四の規定によるほか、政令で定めるところにより</u></p>

、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(住民としての地位の変更に関する届出の原則)

第二十一条 住民としての地位の変更に関する届出は、すべてこの章及び第四章の三に定める届出によつて行うものとする。

(転入届)

第二十二条 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第三十条の四十六において同じ。)をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項(いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項)を市町村長に届け出なければならない。

一〜七 (略)

2 (略)

、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知)

第十九条 (略)

2・3 (略)

第二十一条 住民としての地位の変更に関する届出は、すべてこの章に定める届出によつて行なうものとする。

(転入届)

第二十二条 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条において同じ。)をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項(いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項)を市町村長に届け出なければならない。

一〜七 (略)

2 (略)

(住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
第二十四条の二 第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(以下この条において「住民基本台帳カード」という。)の交付を受けている者が転出届(前条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。)をした場合においては、最初の転入届(当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出をいう。以下この条及び第三十条の四十四第五項において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する転出届に併せて、その世帯に属する他の者(以下この項及び第二十六条において「世帯員」という。)であつて住民基本台帳カードの交付を受けていないものが転出届をした場合には、最初の世帯員に関する転入届(当該転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長(以下この条において「転入地市町村長」という。)は、その旨を当該最初

(住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例)
第二十四条の二 第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(以下この条において「住民基本台帳カード」という。)の交付を受けている者が付記転出届(前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。)をした場合においては、最初の転入届(当該付記転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、総務省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるものをいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する付記転出届に併せて、その世帯に属する他の者(以下この項及び第二十六条において「世帯員」という。)であつて住民基本台帳カードの交付を受けていないものが世帯員に関する付記転出届(住民基本台帳カードの交付を受けていない世帯員が行う前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。)をした場合においては、最初の世帯員に関する転入届(当該世帯員に関する付記転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長(以下この条において「転入地市町村長」という。)は、その旨を当該最初

の転入届に係る転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る転出届を受けた市町村長（以下この条において「転出地市町村長」という。）に通知しなければならない。

4・5 (略)

(世帯変更届)

第二十五条 第二十二條第一項及び第二十三條の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯主が届出を行う場合)

第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、この章又は第四章の三の規定による届出をすることができる。

2 世帯員がこの章又は第四章の三の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。

(届出の方式等)

第二十七条 この章又は第四章の三の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面で行なければならない。

2 市町村長は、この章又は第四章の三の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たっている者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこ

の転入届に係る付記転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る世帯員に関する付記転出届を受けた市町村長（以下この条において「転出地市町村長」という。）に通知しなければならない。

4・5 (略)

(世帯変更届)

第二十五条 第二十二條から第二十四條までの場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯主が届出を行う場合)

第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、この法律の規定による届出をすることができる。

2 世帯員がこの法律の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。

(届出の方式等)

第二十七条 この法律の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面で行なければならない。

2 市町村長は、第二十二條から第二十四條まで及び第二十五条の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たっている者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の

これらの事項についての説明を求めるものとする。

3
(略)

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の二 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の三 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十九条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例)

提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

3
(略)

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条 この法律の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の二 この法律の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の三 この法律の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十九条 この法律の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例)

第二十九条の二 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(米穀の配給を受ける者に係る届出の特例)

第三十条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第五節 住民基本台帳カード

第三十条の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条において「住所地市町村長」という。）に対し、自己に係る住民基本台帳カード（その者に係る住民票に記載された氏名その他政令で定める事項（以下この条において「カード記載事項」という。）が記載され、かつ、当該住民票に記載された住民票コードが記録された半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれたカードをいう。以下同じ。）の交付を求めることができる。

2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した交付申請書を、住所地市町村長に提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その

第二十九条の二 この法律の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(米穀の配給を受ける者に係る届出の特例)

第三十条 この法律の規定による届出をすべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第五節 住民基本台帳カード

(住民基本台帳カードの交付)

第三十条の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己に係る住民基本台帳カード（その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録されたカードをいう。以下同じ。）の交付を求めることができる。

2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した交付申請書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その者に対

者に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳カードを交付しなければならぬ。

4 (略)

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出しなければならない。

6 前項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた市町村長は、当該住民基本台帳カードについて、カード記載事項の変更その他当該市町村において当該住民基本台帳カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

7 第五項の場合を除くほか、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出て、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項の記載を受けなければならない。

8 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

9 住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

10 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該住民基本台帳カードを、住所地市町村長に返納しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、住民基本台帳カードの有効期間、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする場合における手続その他住民基本台帳カードに関し必要な事項は、政令で定める。

し、政令で定めるところにより、住民基本台帳カードを交付しなければならない。

4 (略)

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失したときは、直ちに、その旨を当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に届け出なければならない。

6 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、転出をする場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に返納しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする場合及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合における手続に関する事項その他住民基本台帳カードに関し必要な

12| 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

第四章の三 外国人住民に関する特例

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の四十五 日本国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号（第五号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

<p>中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>一 中長期在留者である旨 二 入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号</p>
---	--

8| 事項は、政令で定める。
市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

<p>特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>一時庇護許可者（入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>一 特別永住者である旨 二 入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号</p>
<p>出生による経過滞存者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第二十二条の二第一項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞存者（日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができものをいう。以下この表</p>	<p>一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p>	<p>出生による経過滞存者又は国籍喪失による経過滞存者である旨</p>

及び次条において同じ。）

（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）

第三十条の四十六 前条の表の上欄に掲げる者（出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。）が国外から転入をした場合（これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。）には、当該中長期在留者等は、第二十二条の規定にかかわらず、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならぬ。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書（一時庇護許可者にあつては、入管法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書）を提示しなければならない。

（住所を有する者が中長期在留者等となつた場合の届出）

第三十条の四十七 日本の国籍を有しない者（第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となつた場合には、当該中長期在留者等となつた者は、中長期在留者等となつた日から十四日以内に、第二十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場

合においては、前条後段の規定を準用する。

(外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出)

第三十条の四十八 第二十二條第一項、第二十三條、第二十五條及び前二條の場合を除くほか、世帯主でない外国人住民であつてその世帯主（外国人住民であるものに限る。）との続柄に変更があつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との続柄を証する文書を添えて、その氏名、世帯主との続柄及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならぬ。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出)

第三十条の四十九 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第二十二條第一項、第二十三條、第二十五條、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との続柄を証する文書を添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならぬ。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知)

第三十条の五十 法務大臣は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七條第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える

市町村の市町村長に通知しなければならない。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五項	、第五号及び第九号から第十四号まで	及び第十号から第十四号までに掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄
第十二条の二第一項	第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第十二条の二第四項	第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同

	第十二条の三 及び第六号から第八号ま でに掲げる事項	条の表の下欄
第十二条の四 第一項	第七条第五号、第九号か ら第十二号まで及び第十 四号	第七号及び第八号に掲 げる事項並びに第三十 条の四十五に規定する外国 人住民となつた年月日
第十二条の四 第四項	事項	事項、第三十条の四十五 に規定する国籍等並びに 同条の表の下欄に掲げる 事項

(調査)

第三十四条 市町村長は、定期に、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。

3・4 (略)

(適用除外)

(調査)

第三十四条 市町村長は、定期に、第七条に規定する事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条に規定する事項について調査をすることができる。

3・4 (略)

(適用除外)

第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第三十条の四五の表の上欄に掲げる者以外のものその他政令で定める者については、適用しない。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により、第十二条から第十二条の三まで(これらの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四(第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する住民票の写しの交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の四十四に規定する住民基本台帳カードの交付を受けた者

第五十三条 第二十二条から第二十四条まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出に関し虚偽の届出(第二十八条から第三十条までの規定による付記を含む。)をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五十万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出をしない者は、五十万円以下の過料に処する。

別表第一(第三十条の七関係)

第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により、第十二条から第十二条の三までに規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四に規定する住民票の写しの交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の四十四に規定する住民基本台帳カードの交付を受けた者

第五十三条 第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条の規定による届出に関し虚偽の届出(第二十四条の二第一項若しくは第二項又は第二十八条から第三十条までの規定による付記を含む。)をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五十万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条の規定による届出をしない者は、五十万円以下の過料に処する。

別表第一(第三十条の七関係)

(略)	四十 法務省	(略)	提供を受ける国の機関又は法人
(略)	<p>出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二十一項の交付又は同法第二十条第三項（同法第二十二條の二第三項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	(略)	事務
(略)	四十 法務省	(略)	提供を受ける国の機関又は法人
(略)	<p>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による同法第七条の二十一項の交付又は同法第二十条第三項（同法第二十二條の二第三項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	(略)	事務

改正案	現行
<p>13 （略）</p> <p>（届出等） 第九条（略） 2～11（略）</p> <p>12 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで、<u>第二十五條、第三十條の四十六又は第三十條の四十七</u>の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は第九項の規定による届出があつたものとみなす。</p>	<p>13 （略）</p> <p>（届出等） 第九条（略） 2～11（略）</p> <p>12 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで又は<u>第二十五條</u>の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は第九項の規定による届出があつたものとみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>(届出) 第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで、<u>第三十條の四十六又は第三十條の四十七の規定による届出があつたとき</u>（当該届出に係る書面に同法第二十九條の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。</p> <p>4～9 (略)</p>	<p>(届出) 第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條までの規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十九條の規定による<u>付記</u>がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。</p> <p>4～9 (略)</p>

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>11 （略）</p>	<p>（届出等） 第五十四条（略） 2～9（略）</p> <p>10 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで、<u>第二十五條、第三十條の四十六又は第三十條の四十七</u>の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條の二の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。</p>	<p>（届出等） 第五十四条（略） 2～9（略）</p> <p>10 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで又は<u>第二十五條</u>の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條の二の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。</p>	<p>11 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>(届出等) 第十二条 (略) 2～4 (略) 5 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで、<u>第二十五條、第三十條の四十六又は第三十條の四十七</u>の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條の三の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項本文の規定による届出があつたものとみなす。 6 (略)</p>	<p>(届出等) 第十二条 (略) 2～4 (略) 5 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで、<u>又は第二十五條の規定による届出があつたとき</u>（当該届出に係る書面に同法第二十八條の三の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項本文の規定による届出があつたものとみなす。 6 (略)</p>

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行							
別表（第七条関係）											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
		(略)	住民基本台帳法 （昭和四十二年 法律第八十一号 ） 第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條 （第二十四條の二第一項本文及び第二項本文 の規定の適用を受ける場合を除く。）、第二 十五條、第三十條の三第一項及び第三十條の 四十六から第三十條の四十八まで			(略)	住民基本台帳法 （昭和四十二年 法律第八十一号 ） 第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條 （第二十四條の二第一項に規定する付記転出 届をする場合及び同條第二項に規定する世帯 員に関する付記転出届をする場合を除く。）、 第二十五條及び第三十條の三第一項			(略)	第三條

○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（外国人住民についての適用の特例）</p> <p>第六条 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第九条に規定する政令で定める日までににおける第三条第 一項の規定の適用については、同項中「記録されている者」とあるの は、「記録されている者（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十 一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民を除く。）」とする。</p>	